

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第40回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成24年11月27日（火） 14:00～15:00

於、第一特別会議室

第2 出席した委員（敬称略）

根岸 哲（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、佐々木 かをり、関口 博正、
辻 正次、東海 幹夫

（以上6名）

第3 出席した関係職員等

吉良 裕臣（総合通信基盤局長）、安藤 友裕（電気通信事業部長）、安藤 英作
（総合通信基盤局総務課長）、吉田 博史（事業政策課長）、柴崎 哲也（事業政策
課企画官）、吉田 宏平（事業政策課調査官）、二宮 清治（料金サービス課長）、
海野 敦史（料金サービス課企画官）、杉野 勲（電気通信技術システム課長）、飯
倉 主税（電気通信技術システム課企画官）
吉田 真人（情報流通行政局総務課長（事務局））、日下 隆（情報流通行政局総務
課課長補佐（事務局））

第4 議題

1 答申事項

（1）電気通信事業法第34条第1項の規定に基づく第二種指定電気通信設備の指定
について【諮問第3045号】

（2）電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並
びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可（ユニバー
サルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び
徴収方法の認可）について【諮問第3047号】

2 諮問事項

端末設備等規則等の一部改正について【諮問第3050号】

開 会

○根岸部会長　それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会を開催いたします。

本日は、委員8名中6名出席でございますので、定足数を満たしております。

会議に先立ちまして、前回佐々木委員からご意見をいただきました2つがございましたが、このモニターを有効に活用すべきであるというのが1点と、それから紙資料の配付の必要性について検討すべきと、この2つの点につきましてご意見をいただきました。この点につきまして、本日の部会では、モニターを活用した説明を試験的にさせていただくということを考えております。また、この部会の最後に、紙資料の配付の必要性を含めまして意見交換を若干させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めたいと思います。本日の議題は、答申事項が2件、諮問事項1件であります。

では、まず初めに諮問第3045号「電気通信事業法第34条第1項の規定に基づく第二種指定電気通信設備の指定について」審議をいたします。

本件は、総務大臣の諮問を受けまして、9月4日開催のこの部会で審議を行いまして、10月4日まで1回目の意見募集を行いました。その後、提出された意見を公表するとともに、10月24日までの間、意見の募集を行いまして、2回の意見募集で提出されました意見を踏まえまして、接続委員会で調査・検討いただきました。本日は、接続委員会の主査の東海委員より、その結果につきましてご報告をいただきます。それでは、よろしくお願いいたします。

○東海委員　それでは、電気通信事業法第34条第1項の規定に基づく第二種指定電気通信設備の指定につきまして、接続委員会における調査・検討の結果をご報告いたします。資料の40-1をごらんいただきたいと思います。諮問第3045号に係るものでございます。

本件の概要については、資料40-1の12ページに改正の背景、具体的な内容の記載がございます。本件は、今年の6月の電気通信事業法施行規則の一部改正におきまして、指定の基準値を「十分の一を超えるもの」とする省令改正を行ったことを受けて、

ソフトバンクモバイル株式会社について、その設置する移動体通信設備の一部を第二種指定電気通信設備として指定するというものでございます。

意見募集を経た上で、資料40の1ページに戻っていただきたいと思いますが、1ページのとおり報告書の取りまとめをいたしました。接続委員会といたしましては、報告書の1に記したとおり、本件電気通信事業法第34条第1項の規定に基づく第二種指定電気通信設備の指定については、諮問のとおり告示を改正することが適当と認められるとの報告をさせていただきます。

なお、提出された意見及びその考え方につきましては、報告書の別添といたしまして、2ページから10ページに取りまとめております。その具体的な内容につきましては、総務省からご説明をいただきたいと思っております。よろしくどうぞ。

○二宮料金サービス課長　それでは、第二種指定電気通信設備の指定に係る告示の一部改正案に対します意見及びその考え方についてご説明申し上げます。2ページをごらんいただければと思っております。

意見の1番でございます。総務省告示の一部を改正し、ソフトバンクモバイル株式会社を追加することに賛成という御意見でございます。考え方につきましては、本改正案に賛成の御意見として承るとしてしております。以下、3つほど再意見において示された意見につきましての考え方を整理いたしております。

イー・アクセスの接続料算定について厳格な検証を行うべきとの再意見については、第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン、以下二種指定ガイドラインという、におきまして、「二種指定事業者以外の携帯電話事業者についても、検証可能性に留意した上で、ガイドラインを踏まえた積極的な対応を行うことが適当」とされていることを踏まえ、総務省はイー・アクセスから接続料の算定根拠が示された場合には、当該接続料の算定が同ガイドラインに示す考え方に沿ったものであるか否かについて、必要な検証を行うことが適当であるとしてございます。

続きまして、ソフトバンクとイー・アクセスとの経営統合に関する報道発表を踏まえ、規制のあり方を検討すべきとの再意見についてでございますが、第二種指定電気通信設備制度、以下二種指定設備制度という、は端末シェアが一定の割合を超える電気通信事業者、以下二種指定事業者と申します、に交渉上の優位性を認め、その設置する電気通信設備の一部を指定するものであるところ、二種指定事業者と資本関係を有する電気通信事業者への規制のあり方については参考として承ると整理をしてございます。

3ページをごらんいただければと思います。第二種指定電気通信設備の指定制度を改めて見直し、指定の基準値について合理的な結論を得るべきとの再意見につきましては、考え方4のとおりでございます。これは後ほどご説明申し上げます。

次のページをごらんいただければと思います。意見の2でございます。ソフトバンクモバイルが設置する電気通信設備を二種指定設備として指定することに賛成ということで、個人の方々から多数の御意見をいただいております。

幾つかご紹介いたしますと、最初のものでございますが、第二種指定電気通信設備に指定し、他の通信事業者と同じ土俵で公正に競争させることに賛成という御意見でございますとか、指定されることによりまして、モバイルネットワークビジネスの持続的・継続的、かつ公平な条件で運用されることと期待するという御意見。さらに再意見、頭のところでございますが、公平で健全な市場が形成され、国民へのサービス還元につながります等々の賛成意見をいただいているところでございます。考え方につきましては、本改正案に賛成の御意見として承ると整理をしております。

少し飛びまして7ページをごらんいただければと思います。続きまして、接続料の検証に関する御意見でございます。事業者間格差の早期解消に向け、今年度適用の相互接続料より、総務省における算定の適正性の厳格なる検証を強く要望するという御意見でございます。

考え方でございます。二種指定事業者については、二種指定ガイドラインにおいて、「総務省は当該接続料の算定がガイドラインに示す考え方に沿ったものであるか否かについて、必要な検証を行うこと」とされており、ソフトバンクモバイルが二種指定設備制度の規制の対象となった場合は、同社の接続料の算定について、総務省は同ガイドラインに基づき必要な検証を行うことが適当であるとしてございます。次のページをごらんください。

意見の4でございます。第二種指定電気通信設備制度の指定の基準についての御意見でございます。指定基準は論拠が薄弱かつ合理性が認められない。今後、改めて本制度を見直し、合理的な結論を得て頂きたいという御意見でございます。

考え方でございます。指定の基準値については、情報通信行政・郵政行政審議会の答申、平成24年5月29日を踏まえ、MNO間の交渉上の地位の関係の変化や、MNO-MVNO間の交渉上の地位の関係の変化といった市場環境の変化を勘案して、「十分の一を超えるもの」としたものであると整理してございます。次のページをごらんいた

だければと思います。

その他の意見でございますが、意見の5でございます。告示の名称を明確化するとともに、仮に、ソフトバンクモバイルの端末シェアが10%を下回る可能性があるのであれば、当面指定を見送るべきとの御意見でございます。

考え方でございます。告示の名称を明確化すべきとの御意見については、本件一部改正の対象となる告示は、電気通信事業法第34条第1項に規定する「他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備」の指定に係るものであり、告示の名称「平成14年総務省告示第72号（他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件）」は適当であるとしております。

仮に、ソフトバンクモバイルの端末シェアが10%を下回る可能性があるのであれば、当面指定を見送るべきとの御意見につきましては、ソフトバンクモバイルの端末シェアは、21.9%、2010年度末と2011年度末の端末シェアの平均値でございますが、21.9%であり、指定の基準値である10%を相当程度に超過しているため、その設置する電気通信設備の一部を二種指定設備として指定することが適当である。以上、考え方でございました。

○根岸部会長　　ありがとうございました。それでは、ただいまのご報告につきまして、どうぞご質問、ご意見等ございましたらお願いします。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、諮問第3045号につきましては、ページ数では11ページなんですけれども、先ほど東海委員からお話いただきました1ページと内容は同じでありますけれども、この内容で答申したいと思います。

よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは、次に参りたいと思います。次は諮問第3047号、いわゆるユニバーサルサービス制度に基づく交付金額と交付方法の認可、並びに負担金額とその徴収方法の認可について審議したいと思います。

本件は、総務大臣から諮問を受けまして、10月2日のこの部会におきまして審議を行い、11月1日まで意見募集を行いました。本日は、提出された意見を取りまとめたいただきましたので、これを報告いただきまして審議したいと思います。

それでは、報告をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○海野料金サービス課企画官　それでは、資料40-2に基づきまして説明申し上げます。資料10ページ以下に、今般の基礎的電気通信役務支援機関からの申請の概要が記されております。こちらは、本年10月2日の第38回電気通信事業部会におきまして、説明申し上げたものでございます。この申請に係る諮問を受けまして、本年10月3日から11月1日まで意見公募が行われましたところ、4の 主体 から意見が提出されましたので、その概要とそれらに対する考え方につきまして説明いたします。

まず、資料3ページをご覧ください。ユニバーサルサービス制度に基づく負担金・交付金額等の算定方法等に係る意見でございます。

意見1でございます。今回、認可申請されたユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法等は適切なものと考えろという意見でございます。こちらにつきましては、考え方1のとおり、賛同のご意見として承ろとしております。

続きまして、ユニバーサルサービス制度の在り方等に係る意見でございます。意見2といたしまして、東日本大震災クラスの震災でも通話が確保されるよう、交付金の額の算出式に災害発生確率分を上乗せする等のことが望ましいと思われるろという意見でございます。こちらにつきましては、考え方2のとおり整理しております。

すなわち、ユニバーサルサービス制度に基づく交付金は、電気通信事業法第107条により、基礎的電気通信役務の提供に要する費用の額が、基礎的電気通信役務の収益の額を上回る場合の当該上回る額の一部に充てるものとされていることから、その算定に当たって、災害発生確率分の上乗せ、施設を守る資金のプール等の措置は行われろない。しかしながら、今回諮問された交付金の額の算定においては、東日本大震災によるNTT東日本の災害特別損失等のうち、基礎的電気通信役務に関連する除却損、復旧・点検に係る費用等が加味されており、東日本大震災により生じた費用について、一定の考慮がされている、と整理しております。

4ページの意見3でございます。無線通信技術が普及した現在、ユニバーサルサービスは不要と考えるろという意見でございます。こちらにつきましては、考え方3のところでございますとおり、考え方を整理しております。すなわち、電気通信事業法では国民生活に不可欠であるため、あまねく日本全国における提供が確保されるべきサービスをユニバーサルサービスないし基礎的電気通信役務とし、当該サービスの適切、公平かつ安定的な提供を確保するため、その業務区域における役務の提供義務、交付金・負担金の制度等の規律を課している。こうした規律の必要性は、ユニバーサルサービスの重要

性からみて、特定の技術の普及度合いにかかわらず、変わるものではない。

無線通信技術を用いる携帯電話サービスについては、「加入電話と比較すると料金が高く、依然、利用できない地域も残っていること、利用実態についても世代間、地域間でばらつきがみられることから、ユニバーサルサービスとすることについては、引き続き、普及状況や利用実態を踏まえ慎重に検討していく必要がある」とされ、ユニバーサルサービスに該当するものとはされていない。以上のことから、ユニバーサルサービスの提供に対して一定の規律を課し、その対象を加入電話とする現在の仕組みは、引き続き必要であると考え、と整理しております。

続きまして、NTT東西の経営効率化に係る意見でございます。意見4といたしまして、NTT東西は基礎的電気通信役務の提供に係る効率化について、詳細な説明を実施すべきという意見でございます。

こちらにつきましては、次の5ページにかけての考え方4のとおり整理しております。すなわち、平成23年度におけるNTT東西の経営効率化の実績及び検証結果については、NTT東西に対して経営効率化の実績の総務省への報告を求め、総務省に対してその十分な検証を求めた平成18年11月21日の情報通信審議会の答申に基づき、本年10月2日の当審議会において、総務省から設備利用部門の費用に関する情報も含めた報告を受けたところであり、こうした取組が引き続き行われることが適当である。

NTT東西においては、これまでもユニバーサルサービスの提供に係る情報の公開に取り組んできているところであるが、こうした意見にも留意して、引き続き透明性の向上に努めていくことが望まれる、としております。

続きまして、PSTNからIP網への移行の進展を考慮したユニバーサルサービス制度の運用に係る意見でございます。意見5といたしまして、PSTN接続料において、長期増分費用方式についてPSTNからIP網への移行の進展を考慮した補正が行われることになったところ、ユニバーサルサービス制度についても、環境変化に即した対策を検討すべきという意見でございます。

こちらにつきましては、考え方5に掲げたとおり整理しております。すなわち、制度に対する参考のご意見として承る。なお、ユニバーサルサービス制度についても、「長期増分費用方式に基づく接続料の平成25年度以降の算定の在り方」を踏まえ、本年10月26日に、当審議会に対し、平成26年度認可分以降の交付金の算定に長期増分費用方式の第六次モデルを適用するための基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負

担金算定等規則の改正が諮問されているところである、としております。

続きまして意見6、接続料の算定においてI P - L R I Cモデル採用の可能性があることを踏まえ、ユニバーサルサービス制度における同モデルの適用を検討することも必要という意見でございます。

こちらにつきましては、次の6ページにかけての考え方6のとおり整理しております。すなわち、制度に対する参考のご意見として承る。なお、長期増分費用方式におけるI P - L R I Cモデルの導入の可能性については、「長期増分費用方式に基づく接続料の平成25年度以降の算定の在り方」において、諸外国における動向やI P網に関する技術動向等を注視しつつ、実際のネットワークにおける具体的なI P網への移行計画や移行状況等を適切に把握した上で、今後十分な期間を設け詳細な検討を行う必要があるものとされているところである、としております。

以上の意見公募の結果も踏まえまして、事務局といたしましては、資料7ページから9ページにかけて記載されておりますとおり、今般の申請に対して認可することが適当と認められるものと考えてございます。これらを踏まえまして答申書の案につきましては、資料1ページのとおりでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○根岸部会長　ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、どうぞご質問、ご意見ございましたらお願いします。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この諮問第3047号につきまして、この1ページのところに答申書（案）というのがありますが、この「案」をとりまして、この内容で答申したいと思えます。ありがとうございます。

それでは、続きまして諮問事項に移りたいと思えます。

○辻委員　ちょっとその前によろしいですか。

○根岸部会長　はい、どうぞ。

○辻委員　今、2件の意見のところ、個人の方が非常によく意見を言っておられますが、これは非常にありがたいことだと思っております。これは基本的に一個人一意見として書いておられるのか、あるいは1人の方が複数の意見も挙げておられるのも書いておられるのか、どのような原則で記載しておられるのでしょうか。前の答申とあわせて、基本的な取り扱いを教えていただけるとありがたいです。

○海野料金サービス課企画官　お答え申し上げます。こちらの意見につきましては、一人一意見という形で整理してございます。

○二宮料金サービス課長　先ほど、二種指定の告示の関係でございますけれども、同様に一人一意見ということで整理してございます。

○辻委員　1人の人がいろいろと言っておられるので、いろいろな方が意見を言っておられることではないわけですね。意見はいろいろあるというのはわかりますが、いろいろな人が意見を述べておられるのではないのですね。

○二宮料金サービス課長　言葉が足りなかったかもしれませんが、複数の個人の方からの御意見を、個人でございまして、特定、個人の名前を挙げてございませぬので、複数の個人を個人という形で記載してございまして、多くの御意見をいただいているということでございます。

○辻委員　基本的に一人一意見を大体原則として挙げておられるのですか。

○二宮料金サービス課長　論点毎に各個人の意見を抜粋するという取り扱いをしてございます。

○辻委員　はい。

○根岸部会長　よろしいですか。ありがとうございました。

今、何か関連いたしまして何かございましたら。よろしいですか。

それでは、諮問事項に移りたいと思います。

諮問第3050号、端末設備等規則等の一部改正につきまして、総務省から説明をお願いいたします。

○飯倉電気通信技術システム課企画官　資料40-3に基づきまして説明をさせていただきます。

まず、基準を2つの省令で定めていまして、1つが端末側の技術基準について定めた端末設備等規則で、もう一つがネットワーク側の技術基準について定めた事業用電気通信設備規則の2つになっています。このたび、V o L T Eという新しい端末が出ますので、それに伴ってこの2つの省令、主には端末設備等規則のほうですけれども、こちらを改正するということになっております。手続に基づきまして、これを諮問させていただくという次第であります。

次のページにそのV o L T Eの背景というか、ものの説明ですけれども、2ページ目の改正の背景をごらんください。我が国の携帯電話ですけれども、これまで主に第3世

代を中心としたものでありましたが、データ通信についてはいわゆる3.9世代移動通信システム、3.9Gによるサービスの提供が今始まっております。その一つが、いわゆるLTEでして、この端末は現在音声通話は3Gで、データ通信はLTEというふうに、別々のネットワークを用いて提供がされているものです。音声通話について、じゃあずっと3Gで提供するかということではなくて、IP技術を用いた音声通話サービスも、これからまさに実施されようというふうなところに来ております。

V o L T Eは、その一つの形式、方式ですけれども、いわゆるLTEの上でボイスを提供するという意味でVoice over LTE、これを略してV o L T Eというふうに呼んでおります。この通信方式について、3 G P PとG S M Aと、2つの国際的な標準化団体において標準化作業を進めて、おおむねその作業は完了しておるという状況です。そういう状況と、我が国の電気通信事業者さんのサービス提供の蓋然性を踏まえて、情報通信審議会のほうで今年の9月の27日に、その技術的条件について答申をいただいております。これが、今回の背景にあります。

改正の概要のところですが、この背景を踏まえまして3つの省令と、幾つかの告示を改正するというものになります。1つが、端末設備等規則、先ほど申し上げたもの。もう一つが、次のページにあります。端末機器の技術基準適合認定等に関する規則で(2)のほうになります。こちらが諮問対象外になります。3つ目が、事業用電気通信設備規則、先ほど申し上げた諮問対象の省令です。これと、下のほうに参考で書いてあります幾つかの告示があるんですけども、これをまとめて改正するということになります。中身につきましては、次のページ以降の参考資料のほうで説明させていただきます。

参考資料5ページ目ですが、これは先ほど申し上げた情報通信審議会のほうの答申で、どういう章立ての構成になっておるかというものを示したもので、この中の第1章において、V o L T Eに関する技術基準については書かれております。

6ページ目ですが、先ほど背景で申し上げましたネットワークの変化について、絵で示したものです。6ページ目の下の段の絵の真ん中が現状でして、1つの端末から音声については3Gのほうに、これは緑の線ですね。で、データについてはLTEでLTE網のほうに、これは赤のほうで書いていますけれども、こういうふうに別にするネットワークに接続しております。これは、音声もデータのほうに統合できれば、同じLTEのほうのネットワークで統合できれば、LTEコア網のほうに、右に書いてある絵

のように1つのネットワークで提供できる、こういうことをお示ししているものです。

次のページに、今回の省令改正の概要をまとめております。3つ省令があると思えますけれども、1つ目が端末設備等規則です。中身は2つありまして、丸が2つ書いてありますけれども、1つ目の丸が定義を追加するものになります。2つ目の丸が、IP移動電話端末の技術基準を追加するものになります。

イメージが次のページに書いてあるとおりでございますけれども、この8ページ目の上のほうに、端末設備等規則のイメージ図が書いてあります。この左側に、定義のほうの項目が、現在はそれぞれアナログ電話ですとかIP電話とかですとか、そういったものが左側の設備と端末設備ごとにそれぞれ対で定義が書かれてあるんですけれども、これについてIP移動電話用設備とIP移動電話端末の2つを追加するというのが1つの改正です。

もう一つが右側になりますけれども、こちらは第4章のほうに技術基準が具体的に書かれておりますが、この中にIP移動電話端末についての技術基準を32条の10から32条の25まで、この青い網かけしている部分ですけれども、追加すると。その中の、7ページ目のほうに戻っていただくと、1の①と書いてありますけれども、送信タイミング、ランダムアクセス制御、タイムアライメント制御等々については、省令で書くんですけれども、一部について条件を告示で規定するという形になっていまして、これが下の表であるところの移動電話端末と同じように、告示でそこを申請するという構成になっています。

もう一つ告示があるんですけれども、7ページ目の②のほうですが、LTEは3.9世代のあくまで一方式ですので、3.9G全体としては省令で決めて、LTEとしては告示で例外規定を設けています。その構成を②のほうで書いてあるというところです。

2つ目の省令が、先ほど申し上げた端末機器の技術基準適合認定等に関する規則の改正になります。これも2つありまして、1つ目のほうが、IP移動電話端末を認定の対象とする端末機器に追加するというものです。もう一つが、その機器の種類に応じて付する表示の記号、これを追加します。

これも、次の8ページにイメージが書いてありますけれども、8ページの下の右のほう、具体的に皆様お持ちになっています携帯端末の裏にこういう表示がされているんですけれども、ここの頭のADFと打っていますが、このADFというのが端末機器の種類になります。これが省令で端末の機器の種類ごとに、記号が付されておまして、そこにFを、IP移動電話端末をFとして記載するということになっています。それが2

つ目。それに伴いまして、試験方法に定める告示がありますので、これも改正するということが必要になります。

3点目ですけれども、事業用電気通信設備規則を、これも後で条文見ていただきますが、改正すると、この3点になります。

9ページに行ってくださいまして、今回定めますIP移動電話端末の省令なり告示の記述と、それを従来の移動電話端末なりIP電話端末なり、LTEの端末なりの技術基準から、ある意味いいところどりをしているわけですが、それぞれ機能ごとによこから持ってきたかを整理したのがこの表になります。例えば基本的機能ですと、IP電話端末とLTEの端末の技術基準を引っ張ってきて、新たにIP移動電話端末の32条の10をつくったという構成になります。それから送信タイミングですと、LTEの技術基準を引っ張ってきて、これを基本的には省令で変えて、先ほど申し上げた告示で条件を記載するという形式にしております。

もう一つ例を挙げますと、上から9個目ぐらいに送信指示停止に伴う機能というものがありますけれども、これについてもLTEのほう、右側ですね、LTEのほうの技術基準を引っ張ってきて、ただし書きで、これシャープの4番って書いていますけれども、これ先ほどの告示で例外規定を定める部分ですけれども、それで一部、告示で例外規定を定めているというふうな構成になっています。このように、もともとある技術基準を組み合わせることによって、新しいIP移動電話端末の技術基準をつくるというふうな構成になっております。

次の10ページ目ですけれども、こちらは今申し上げた既存の3つの基準をいわゆる集合的に書いて、VoLTEがどこに当たるかというのを、上の黒いのがLTEで、左下の青いのが移動電話端末で、右下の緑がIP電話端末で、それぞれ集合的に書いてIP移動電話端末が該当するところを赤の下線で引っ張った部分で示したという、ちょっとわかりやすいようなわかりにくいような資料ですけれども、そういう資料を参考までにつけておるといふ状況です。

資料、次のホッチキスとじになりますけれども、簡単に条文もざっと一部説明させていただきます。1つ目が端末設備等規則で、初めの目次のところに第4節で、IP移動電話端末の項を設けております。

次のページに行きまして、第2条、これ定義のところですが、定義の第2項8号、9号で、IP移動電話端末の設備と端末のそれぞれ定義を入れているという構成に

なっています。

次のもう一枚めくっていただきますと、14ページですね、ここで先ほどの第4節のIP移動電話端末の技術基準がずらっと入ってくる場所ですけれども、例えばこの32条の10は基本的機能で、1号から5号まで書いてあるんですけれども、LTEとIP電話端末のそれぞれの技術基準を足し合わせて書いたという構成になっております。

左側の15ページの例えば32条の12、送信タイミングですけれども、これはここに省令として書くんですけども、別に告示する条件に適合する送信タイミングで送信する機能を備えなければならないというふうに、告示で条件を定めるという構成になっています。

次のページの、例えば17ページの送信停止指示に従う機能というところだと、インターネットプロトコル移動電話端末は、インターネットプロトコル移動電話用設備からのチャネルの切断を要求する信号を受信した場合にあっては、その確認をする信号を送出し、送信を停止する機能を備えなければならないと書いてありますが、先ほど申し上げたように告示で例外規定をつくって、3.9世代の端末そのものはこの32条の18の適用を受けるけれども、告示でLTEについては、その一部については適用を受けないという構成になっております。

大体こんなところが端末設備等規則でして、21ページをごらんください。こちら2つ目の省令で、諮問対象外ですけれども、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則の省令の改正の部分です。21ページの第3条の第1項3号に、この対象としてIP移動電話の設備の端末機器というものを対象として加えると、追加するということが書いてあります。

次のページをめくっていただいて、23ページ、これ様式書いてありますけれども、ここで先ほどの記号といいますか、符号といいますか、Fというのを新設するということが書いてあります。

25ページですけれども、これが事業用電気通信設備規則の条文になります。第4款で携帯電話用設備の通話品質と、技術基準について書いておるところなんですけれども、従来携帯電話設備については通話品質としてこの次のページの35条の18で技術基準が定められていたわけですけれども、VoLTEに関してはオールIPですので、IPの品質として総合品質の規定を35条の19の2ということで追加をしていると。これは普通の固定のOAB～J IP電話とかと同じような規定になっております。

以上が、省令の規定についての説明です。資料について、以上で説明を終わります。
よろしく願いいたします。

あと、本件につきましてパブコメの扱いなんですけれども、諮問事項だけじゃなくて、もう一つの省令と告示がありますので、あわせて総務省のほうでパブコメをかけさせていただきたいと思っております。以上です。

- 根岸部会長 諮問事項と、諮問事項でないものとあわせてという意味ですね。
- 飯倉電気通信技術システム課企画官 はい。
- 根岸部会長 わかりました。それでは、ただいまのご説明につきまして、どうぞご質問、ご意見ありましたらお願いします。
- 酒井委員 よろしいですか。
- 根岸部会長 はい、どうぞ。
- 酒井委員 ちょっと完全にわかっているわけではないんですが、普通のO A B～JのI P電話につきましては、その基準はきちんと決まっているけれども、アナログの電話とほぼ同じという形で決まっているために、少しきついところが、部分があるんじゃないかとか、いろいろ議論しなきゃいけない等の議論も今ありますけれども、このV o L T Eのほうにつきましては、やはりかなり普通の3 Gの電話と同じぐらいの品質を満足するように、がちゃんと決めてあるんでしょうか。
- 飯倉電気通信技術システム課企画官 基本的には、おっしゃるとおりの考え方で大丈夫です。
- 酒井委員 逆に、そこががっちり決めてあるために、やりにくくなることはいはないかという懸念も一部にはあるかもしれませんが、その辺はこれは大体国際的に合意ができていく程度の厳しさなんです。
- 杉野電気通信技術システム課長 はい。このV o L T Eの関係につきましては、L T Eを使って音声サービスを提供する場合についての国際標準がございまして、それを勘案した上で今回基準の整理をいたしております。
- 酒井委員 わかりました。
- 根岸部会長 ほかにいかがでしょうか。
これは、事業者のほうの対応というのはどういうふうになっているとか、見通しはということなんでしょうか。
- 飯倉電気通信技術システム課企画官 具体的な予定はいつからということまでは聞いて

ておりませんが、なるべく早々に準備ができ次第開始したいというふうな話は事業者さんのほうから聞いております。

○根岸部会長　よろしいですか。

それでは本件につきまして、議事規則に従いまして、この諮問された案を報道発表するほか、広く意見の募集を行うということにしたいと思っております。今お話のとおり、この報道発表及び意見招請につきましては、諮問を要しない事項も含めまして、一体として総務省が実施するというので、この部会で決定することとしたいと思っております。本件に係る意見招請は12月27日までといたします。よろしいでしょうか。

それでは、そのように決定したいと思います。どうもありがとうございました。

以上で本日の審議は終了いたしました。何か本日の審議につきまして何かございますでしょうか。

なければ、事務局のほうから一番最初に申しましたこの会議システムの活用等について、ご説明というか、お願いいたします。

○日下総務課課長補佐　お手元に1枚紙の資料をお配りしておりますが、第1特別会議室の会議システムの活用等についてご説明させていただきます。

まず会議システムの概要につきましてですが、1としまして、会議システムは1台のパソコンで操作して、パソコン画面の表示と同じものが目の前にあります全モニターに表示されるという形になっております。2としまして、各モニターごとの操作、例えば選択した資料の表示とか、書き込み・拡大・縮小等はできない状況となっております。そのため、プレゼン等で使用する場合に有効なシステムとなっております。

今後の対応をどういうふうにするかというところで、方針案を示させていただいております。1つ目、会議システムを活用した説明が有効と考えられる資料はモニターを活用する。2つ目としまして、各委員の利便性を考慮し、ご審議いただく際に、各委員が個別に参照できるよう紙の資料は配付することとし、事前のデータ送付があれば配付は不要との申し出があった委員には、紙の資料を配付しないという方針としてはいかがかと考えておりますが、いかがでございますでしょうか。

○根岸部会長　はい、ありがとうございました。それでは、ただいま事務局のほうから、この会議室の会議システムの活用等についてご提案というか、方針の提案がございましたので、ご意見をいただきたいと思っております。

まず、佐々木委員のほうからお願いいたします。

○佐々木委員　どうぞ、まず皆さんが。

○根岸部会長　いや、どうぞ。

○佐々木委員　まず私ですか。ご指名なので、一番最初にお話しさせていただきます。まず、このように私の発言を受けて、いろいろと工夫をしてくださいましたこと、どうもありがとうございます。

今日、モニターを見ていて、モニターが古いこともわかりましたけれども、しかしながら私の趣旨は、どうやって税金を無駄遣いしないかということなのです。なので、どちらが便利かとか、見やすいかという話ではありませんので、情報通信の審議会ですから事前にPDFが配られているわけで、これを情報通信の委員の方が見られないとか、拒否をするということはないと思うんですね。で、今日記者の方を拝見していても、紙をめくっていらっしゃいますが、記者の方なのか、すいません、業界の方なのかわかりませんが、皆様パソコンをお使いで、全部PDFで見られる環境にある方ばかりだと思います。それなのにもかかわらず、再度机の上にプリントを置くということが、私は単純に税金の無駄遣いだと申し上げているわけで、どちらが便利かではありません。

なので、紙のほうが便利なのは物事によってはたくさんあるわけで、一覧性があったり、特に今回のようなパソコンのご説明を受けると、拡大ができないとか、1人で操作できないということであれば、不便はたくさんあると思うんですが、それは私は自分がパソコンを持ち歩いていて、自分でPDFをここで拡大したり、次のページを見たりはしておりますし、ここでモニターで出していただければ、万が一忘れてたり何か壊れたときも一応見られるということであれば、紙が必要な方は個人の委員の方々や記者の方々が事前に自分でプリントしてお持ちになればよいのであって、税金を使ってここに何度も何度もプリントを出すということについては、大変私としては反対でございます。

○根岸部会長　ありがとうございました。それでは、ほかの委員の方、どうぞご意見、あるいはただいまのご提案につきまして質問等ありましたら。

これは将来、非常に旧式というお話でしたけれども、将来はこれは、将来とはいつの時点かとか、将来はどうなるのかと、そういうことはいかがなんでしょうか。

はい、お願いします。

○吉田総務課長　現在、次年度でございますけれども、将来の会議システムの 更改 というものが、一応今の検討の俎上に上っております。ちょっとまだ確定的なことは申し上げられる段階ではございませんが、今検討している範囲では、各会議室、まあ本会議

室も含めまして、各会議室に無線LANを装備いたしまして、会議の参加員が端末を、モバイル端末を結ぶことによって、各種の資料の閲覧利用を行うといったようなことを可能にするということを想定しております。

ただ、今申し上げましたように、実際そういう形が装備できますのは、次年度のしかるべき段階という形になります。それまでの間は、そのような形は利用できませんので、今佐々木委員のほうから、税金の無駄遣いを避けるというふうなご指摘がございまして、それはまさに私どもといたしましても、当然傾聴すべき意見と考えておりますけれども、一方でこの会議の場で、各委員がまあ会議の何て言いますか、今利便性という言葉を用いられましたけれども、より有効に会議を運用していただく上で、その資料の参照と利用のあり方をちょっとどのようにすればいいのかと。今の佐々木委員のご意見をそのまま適用いたしますと、この目の前に紙の資料を一切配付をやめるという形になろうかと思っておりますけれども、ちょっと急に、例えば次回の事業部会からそのような形をすることは、果たして可能かどうかということについては、できれば私どもといたしましては各委員のご意見をいただきたいと思っております。

○根岸部会長　　どうぞ。

○佐々木委員　　可能かどうかというのは、どういう意味ですか。つまり、私は紙を持ってきた方は、みんな自分が持ってくればいいと申し上げているわけですよ。可能かどうかというのは、何が不可能な可能性があるということなんですか。すいません。

○吉田総務課長　　通常の会議の通例といたしまして、こういう形で資料を会議主催の側が用意させていただくというのが通例かと思って、今までこういう形でさせていただいておりますが、今、例えば事前にPDFを送付させていただいておりますので、例えば各委員が端末を持ち込まれまして、事前に送付のPDFを活用されるというふうな形で、あるいは各委員がご自身で紙が必要であれば紙をプリントアウトして持ってくるようにすべきであると、そういうふうなご意見かと承りますけれども、ちょっとそのあたりにつきましては、できれば各委員のご意見を承ればと考えております。

○根岸部会長　　どうぞ、ご自由にお願ひします。佐々木委員のお話はよくわかりましたけれども。

○酒井委員　　よろしいですか。

○根岸部会長　　はい、どうぞ。

○酒井委員　　これやるとかえって税金使っちゃうかもしれない、例えば私が前にいた大

学ですと、わりと重要な会議は全部パソコンがセットされていて、その上にインストールしてあって、それで自分が欲しかったらそこでUSBで持っていくという形式をとっていたんですけども、事前にセットしておくのはかえって金かかるんでしょうね。

○吉田総務課長　　今、先ほど申しましたように、次のシステムからまさにその各自、おそらくウルトラブック的な端末になろうかと思えますけれども、それを各自が利用して、必要な資料をそこで利用・参照するというような形にしたいと今考えておりますけれども。それが利用、そういう形にさせていただくようになるまでの間について、当面といえますか、どういう形で運用させていただければいいのかと。

　　今、ちょっと事務局のほうから配付させていただきました紙、事前のデータ送付があれば、配付が不要とのお申し出があった委員については、その配付をさせていただかないと。ただ、当面のところは、紙の資料を利用したいというふうなご要望のある委員には、今までどおり用意をさせていただくというふうな形で、今これ案としては提示させていただいたわけでございますけれども。そのあたりについては、各委員のご議論をいただければと思います。

○根岸部会長　　どうぞ、率直におっしゃっていただきたいと思いますが。

○関口委員　　佐々木委員のご主張はもっとものところもあるし、私自身はどちらでも今の段階で構わないとは思っているんですけども。現時点で、無線LANが通じていない段階で、特に傍聴席の方たちは当日配付の資料をごらんになるわけですので、入り口で例えばパスワードを差し上げてごらんいただくとかというシステムを確立しないと、今の段階では、紙なしでは傍聴席の方たちは資料をごらんになれないだろうと思うんですよね。やっぱりその整備……。

○佐々木委員　　USBとか。

○関口委員　　いや、だから私たちは事前配付ですから、事前に資料は、委員に対しては送付いただいているんですけども。

○佐々木委員　　USBでもいいわけですよ。

○関口委員　　うん。だけど、そうすると全員パソコン持ち込まないと会議に来られないということになっちゃうから、その環境をどうするかということは、一つ別に考えなきゃいけないですよ。

○佐々木委員　　それは傍聴席まで考えないとしても、つまりどちらの方向かといったときに、私も何度も申し上げますが、プリントアウトがお好きな方がなぜ自分でプリント

アウトをするのがいけなくて、税金使ってプリントアウトしなきゃいけないんですかという質問なので、紙がいいとか、不便ということではなく、私はやっぱりそれは紙代だけを言っているわけではなくて、そこにやっぱり職員の方が一生懸命プリントしたりホッチキスとめたりしているわけで、ほんとうにもったいないと思います。そういうことを全部の省庁が全ての審議会でやり始めているわけですから、やっぱり行動を改めないと、何も変わっていかないんじゃないかなと思いますし、情報通信の審議会なので、ここからそうしなくてどうするんですかという気持ちがあります。

○根岸部会長 はい、どうぞ、いかがでしょうか。

私は、まあ今のところ司会者なのであれですけども、まあ一つ、いや、まあそれは利便とか不便とかそんなのは考えないと、それはまあわかりましたが。しかしやはり、会議を適切に運営するというか、それは大事ですよ。だから、その関係からやっぱり考える必要があると思うんですよ。

なので、いや、例えばですね、私はあまり何でおまえここに部会長座っているんだと、こう言われるかわかりませんが、いや、あれもらって、それでももちろん私はプリントアウトしていることはあるんですが、膨大な資料とかになって、それはちょっとそれは見てはいるが、なかなかそんなにできないとかね、それを持ってきて何とかするというのはなかなか大変と。そんな、おまえ何で部会長やっているんだと、こう言われると思いますが、しかし多分私だけか、いや、私でない方もおられると思うんですね。今日はいられないかもしれませんが。

なので、やっぱり我々は諮問を受けてやっているの、諮問を受けて、その諮問された事項について我々審議をするので、だから審議が適切に行われることが必要なんですよ。その中で、もちろんおっしゃったようなことをできるだけ考慮すると。それが、審議がなかなかうまく、確におっしゃるんだけど、来てみたらだれも何かあまり十分な用意がなくてというのは、いやそれは用意がないのはけしからんだらうと、こういうことだと思いますけれども。しかし、それは私たちは確かにそれはいただいているが、しかし基本的にはやはり役所というか、国から諮問を受けて、その範囲で会議をやって検討してくれと、こう言われている。それがうまく、もしうまくいかないと、それは本末転倒になっちゃうと私は思います。

いや、だからどうしろというわけではないですよ。だからどうしろというわけではないけれども。

- 佐々木委員 いや、私も審議をまずくしろと言っていることは一言も言っておりません。ただ……。
- 根岸部会長 まあ、でも私はまずくなる。少なくとも、当面まずくなる。確かに……。
- 佐々木委員 それは、なぜだかよくわからないんですか。
- 根岸部会長 いや、それはやっぱり大量な資料を私、自分のパソコンから来て、それ全部何とかしたりなんかするのは、それはもう大変なことで。
- 吉田総務課長 先生、よろしゅうございますか。
- 根岸部会長 はい、どうぞ。
- 吉田総務課長 今の佐々木委員のご指摘ですと、やっぱり現実問題といたしまして、理想論といたしまして、将来的にはITツールを活用してペーパーレス化で全部できるようになるというのは、おそらく一つの形かと思いますが、現実問題といたしまして、おそらくは今、当面会議の場では紙の資料を活用したいという方も、まだ現時点では相当程度いらっしゃると私も認識しております。

その際に、まさに今ちょっと部会長がおっしゃいましたけれども、私どもといたしましては、委員をお願いして、いろいろな諮問をご審議お願いしている立場から申し上げますと、ご自身からもう紙の資料は不要だとおっしゃられている委員については当然そのようにさせていただきますけれども、例えば大部の資料、例えば前回の資料といたしまして新旧対照表の100ページ以上のものってございまして、それは1つの契機になったかと思うんですけれども、ただそのようなものを、例えば各委員に、じゃあご自身で必要であればプリントアウトをお願いしますと、私どもは、国といたしましては電子データの提供にとどめさせていただきますというのは、ちょっと現時点では少しやや時期尚早ではないかと思えます。

もちろん税金の、紙1枚でも当然税金でございますので、税金の効率的使用という点はごもっともでございますけれども、こういう形態の会議における紙代、プリントアウトの必要な経費につきましては、これは現時点では税金の使い方として適切な範囲内というふうに、少なくとも現段階では認識をできるのではないかというふうに、私どもとしては考えさせていただいていると思っております、今事務局として提示させていただきました、当面今の段階では紙が不用というお申し出のあった委員については、紙の配付はやめさせていただくというふうな形で、まずは始めさせていただきたいというのが事務局の希望でございます。

○根岸部会長　　どうぞ。

○佐々木委員　　ちょっとすいません。何か、いや、別にそこまで税金を使いたいということであれば、仕方がないわけですから、これは世の中にこれから問うていけばよろしいかと思います。今のお話は、やっぱり全然ストーリーとしては納得が私はいきません。資料、例えばほかの審議会では、例えばたくさんの資料を送ってくる場所もあります、紙で。でも、当日の配付はなく、自分が欲しい人は自分でその何百枚の紙を全部持っていきなさいというふうに言っているところもあります。

いろいろとあって、私は、例えば私はこういうところでお茶が出るのもおかしいと思っているぐらいなんですけれども、さまざまところで物を考え直すということをしていかなければならない中で、自分たちのライフスタイルを主張するというふうなことをして、徐々についていう、その徐々には何なのかとか、納得がいく、いかないというのは、やっぱりどうやって変革をするかという話をしているわけですから、PDFで送られているものに関しまして、私は例えば座席表が送られてきているわけではなかったり、幾つか送られてこないものが当日配付されていたりしますけれども、資料、同じものをプリントしてはいただきたいくないですし、その方向で考えていただいたほうが、ご不便があるのではないかというおもてなしは、ご自身のお金であればやっていただいているんですけども、税金ですから、そういう考えはちょっとおかしいのではないかなと思っています。

○根岸部会長　　ほかの委員のご意見も伺いたいのですが、そのこれ、会議のやり方について、これはだれが決めるんですかね、ここで決める？ この委員で決めるんですかね？ そういう事項を、我々は諮問は受けているが、それについてももちろんここで審議して、多分最終的には多数決で決めるんだと思いますが、この事項については、我々の審議事項の範囲なんですかね。

○吉田総務課長　　会議の運営につきましては、おそらくこういうほんとうの細部につきましては、特段規定はございませんけれども、できるだけ審議を円滑にさせていただきやすくということで、最大限各委員のご意見、ご要望等を踏まえて運営をさせていただくというのが基本でございます。

○根岸部会長　　わかりました。だから、そういう我々の意見を述べることはもちろん当然だけれども、ここで何か、ここで何とかって決めるべき問題では必ずしも、多分ないと思うんですけどもね、とは思いますが。でも、皆さんの意見を聞いて、そして事務

局として最終的にこの会議のやり方をどうするかということを決定していただくと、こういうことですよ、多分。

○吉田総務課長 はい。それで、本日のご意見、各委員のご意見等も踏まえまして、ちょっと今後の資料の取り扱いにつきましては、再度事務局として検討させていただきますけれども、基本、本日ちょっとご欠席の委員もいらっしゃいますので、そのご意見も加えたいと思いますが、ちょっと当面のところは佐々木委員のご意見は十分に承りますが、ひとまず急に紙の配付等を急にとりやめるといった形は避けさせていただきたいと思っております。

○根岸部会長 ちょっと参考のためですけれども、ほかの例えば審議会、たくさんありますよね、国の。それがどういうふうに、その佐々木委員が出ているところではそういうふうにおっしゃっておられると。それは、全体としてはどういう動き……。

○佐々木委員 いや、全部のところでは言っているわけではないですけれども。

○根岸部会長 ここは情報通信だから。

○佐々木委員 でも、たまたま前回、たまたま190枚の紙がPDFで送られてきたのに、またこの机の上に置いてあって、モニターは一度も使われたことがないということで質問と提案をさせていただいたところから始まりました。

同じことは、いろんな審議会でも考えておりますけれども、例えば法制審議会の場合は、資料は実際に事前に送られて紙で来ます。が、全て当日の配付は一切なくて、見たいものを持ってこいと。私はPDFに、自分で会社でそれをPDFにして、パソコンを1台持っていくようにしているわけですけれども、本来であれば、もともとがプリントする前のデータがあるわけだから、紙を送ってこないでPDFをくれたほうがうれしいなと思うところにはそういうふうに言って、それを事前にもらうというような、そうすると紙を送っていただかなくて済みますから、そういうことをしたり、考えたりはしてきておりますけれども。このようにまじめに取り上げていただいて、審議していただいていることにとても感謝しております。ありがとうございます。

○根岸部会長 ありがとうございます。それでは、今日のご意見を参考にして進めていただきたいと思います。

それでは、今日はこれで終わりたいと思います。次回はまた事務局のほうからご連絡があると思います。どうもありがとうございました。

閉 会